

【屋外・北海道 PCB 処理事業所からの有価物（金属類）に基準値超 PCB 含有油が混在して払出し】 【第 1 報】

○発生日時：令和 7 年(2025 年)4 月 22 日(火) 16 時 31 分頃（運転会社が連絡を受けた時間）

○発生場所：業者敷地内(屋外) （非管理区域）

○公表区分：Ⅲ

- ・環境への影響：なし
- ・作業員への影響：確認中

事 象 概 要	発 生 原 因	再発防止対策
・ 4/22(火)、北海道 PCB 処理事業所（以下、当事業所）の当初施設で先行解体工事から生じた撤去物を、定められた洗浄・乾燥工程後、PCB が残っていない有価物（金属類）として業者（以下、A 社）に払い出し、この有価物から PCB が含まれた残液が、A 社敷地内に流れ出る事象が発生。 ・ 翌 4/23(水)朝、当事業所所員等総勢 10 名で現地を確認。当事業所から有価物を運んだ搬送容器の底に液だまりが認められたので、これを採取した。帰社後、先行解体工事を中断し、対策が完了するまで再開しないこととした（未搬出の有価物は事業所内で保管）。 ・ また、持ち帰った液を当事業所内の分析室（以下、当初分析室）で PCB 濃度を測定した。測定した結果、採取した液に、PCB が 270mg/kg 含まれており低濃度 PCB 汚染物であることを確認した。 ・ 同日 13：00 頃、排水各経路に設置された油水分離槽(敷地入り口側 1 箇所、施設奥側 1 箇所、合計 2 箇所)から検体を採取し、当初施設分析室で PCB 濃度測定したところ、次の測定結果の通り、排水基準よりも一桁以上低い値であることから環境中への影響はないことが確認された。 ・油水分離槽 1:0.00051mg/l ・油水分離槽 2:ND(不検出。0.0001mg/l 未満) (水質汚濁防止法における排水基準値:0.003mg/l) ・ 上記測定の際に、新たな流出がないよう A 社で保管されていた当事業所の有価物及び搬送容器をシートで覆い、A 社敷地内の排水経路に吸着マットを敷くなどの流出防止を行い、生活環境保全上の措置を行った。 ・ 4/24(木)高圧洗浄後に再度油水分離槽 2 箇所を採取し、当初施設分析室で PCB 濃度を測定したところ、測定結果は次の通りであった。 ・油水分離槽 1:0.00031mg/l ・油水分離槽 2:ND(不検出。0.0001mg/l 未満) (水質汚濁防止法における排水基準値:0.003mg/l) ・ 現在、A 社敷地内の高圧洗浄を行うとともに、吸着マットなどの排水経路からの流出防止措置を継続中。	液が流れ出た有価物は、先行解体工事から生じたものであることから、今まで処理していた PCB 廃棄物と比較して、その形状及び構造が複雑であり、洗浄できるような十分な前処理を行わなかったため、洗浄液が内部に留まりやすい箇所が生じたと推測された。	現在検討中

状況写真

搬送容器内部の状況



確認された液だまり

有価物の保管状況



有価物